

第9回 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

議事概要

日時：2007年9月19日（水）10:30～12:30

場所：中央合同庁舎第2号館 601会議室

出席者：打越綾子、大槻茂（代理：今井危機管理室長）、金谷裕弘、齋田英司、中瀬憲一、中邨章、野口和彦、長谷川彰一各委員

議事概要：

- 「都道府県における危機管理センター等について」の調査結果について（事務局から、資料1に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 設備が充実しているほど、初動の立ち上げが困難であり、どの程度使いこなしているかが重要。今回の調査は各団体が他団体と比較して自らのレベルがどの程度にあるかを確認するには役立つ。
- ② センターとして最低限揃えないといけないものが足りないように思われる。ラジオを配備している団体が少ないが、避難所で住民が聞く情報はラジオであり、住民にどこまで情報が流れているのか知るためにも必要。
- ③ 実際の経験から、電話、インターネット端末、ホワイトボード、空調が不可欠という感じがする。本部室は騒々しいので、別のセクションが別の空間でラジオ等の情報をチェックするという機能は有効だと思われる。
- ④ 訓練等を見ていると、ゴミ箱、ホチキス、地図等の小物が意外に少ない。建屋、人、機器設備、小物くらいでチェックしていく感じではないか。
- ⑤ 普段の使用としては訓練もあり、それを通じてソフト的な改善をするということもある。災害経験のないところでは予算確保も難航が予想されるので、ハードの不足をソフトで補うという視点が必要。
- ⑥ 本部の事務局としてセンターを使うと上手くいくが、各部局がそれぞれ情報を持っているような場合、何度も情報を取りに執務室へ戻る必要が生じるため、センターをどう運用していくかが難しい。
- ⑦ 非常用電源の他に、電力会社に優先的に復旧してもらうような協定といったことも考えておく必要がある。
- ⑧ 電気が止まり、エレベータが止まった時の対応という観点から、センターの平均配置階数が4.2階となっているのは気になる。
- ⑨ センターの配置場所については、知事室等との往来という観点からも何かあればいいのでは。
- ⑩ 専用の危機管理センターがある場合と他のスペースを臨時に使用する場合とを分ける、幹部の集まる施設と作業する施設を分ける等したほうが、より鮮明な傾向が出るのではないか。

- 地方公共団体が有すべき機能について

（事務局から、資料3、4に沿って説明（前回提示した機能の整理を細分化）。）

【委員意見】

- ① この機能整理表には望ましいレベルが書いてあり、全てできている自治体はないと思うが、自治体が何年かかけて達成する自らのあるべき姿（努力目標）を明確にするためのガイドという位置付けになる。
- ② 自治体はリソースと現状を踏まえて、重視する危機によって目指す危機管理レベルの目標設定を行い、それを達成したら次のレベルに進むという形にした方がよい。
- ③ 機能の時系列イメージについては、事案と時間帯により対応速度、優先順位、国や市町村との関係等が変わってくるので、自治体がそこを認識できるよう、工夫が必要。
- ④ 行政が自ら対応しなければならないと考えること以上に、住民は行政に対して求めるというギャップがあるので、その部分を検討しておくことが必要。
- ⑤ BCPと危機管理計画の関係について、前者は自らが被災した場合の業務継続であるのに対して、後者は危機対応そのものであり、若干視点が異なる。両者で重なる部分（職員の緊急参集等）は矛盾していなければ、片方が一方を参照してもよい。
- ⑥ 危機対応には都道府県で完結するものと完結しないものがあり、しかも国にも任せられないような事例もある（外国船の座礁など）。

○ 危機管理事案への対応のあり方について
（事務局から、資料5に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 危機発生時には、不完全情報の下で行政として先を読みつつ決断し、何らかの手立てを講じていくこととなる。
- ② 危機の全体像について関係機関・部署が共有できるよう、普段接触のない機関や部署とも情報共有をして横の連携をとっておくことについて触れてもらいたい。
- ③ 国の機関との関係について、各省庁で個別業務の支援は行っているが、地方公共団体の総合窓口として国の支援の全体調整を消防庁にしてほしい。
- ④ 国や県が経験を積みスキルアップしても、市町村は個々の状況があるので調整に苦労する。都道府県に加えて、最終的には市町村の危機対応力の向上まで意識したい。
- ⑤ 都道府県警のような関係機関との連携について、普段から顔を合わせていても、危機発生時の情報共有については一抹の不安がある。指針でその辺りも配慮できれば。
- ⑥ 情報の整理を5W1Hで済ませるのは乱暴で、危機のパターンに応じて何が必要な情報かは皆で共有しておかなければならない。危機管理ではいかに少ない情報で、少ない人数で的確な対応がとれるかというところにある。
- ⑦ 民間の危機対応マニュアルでは、「責任者」の機能として書いてあることが、自治体では「首長」になっている。危機管理ではまず責任者を定めるというのが第一歩であり、社長ができなければ他の者が責任者となる。「首長」と固定すると、その指示待ちになってしまい、危機管理上、不安である。
- ⑧ 具体的な対策は、あらかじめ定められた基本方針における優先順位に基づいて、その場で優先順位付けするものである。また、対策の効果を確保できるタイミングで決断しないと、判断するための情報を待っているのは効果がなくなる恐れがある。
- ⑨ マニュアルとは人の能力によらず、最低限のレベルを確保するためのもの。自治体の果たすべき機能もレベル分けが必要。自らのリソースに応じた方針を示せばいい。
- ⑩ 危機発生時には、重要かどうかの取捨選択よりも最悪の事態を想定することが必要であること、参謀機能の充実が求められることを盛り込んでもらいたい。

